

東広島市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会規則の一部改正について

1 目的、概要

この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第3条の規定に基づき、東広島市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めている。

分掌事務の見直しに伴い、学事課で処理していた選定委員会に係る庶務を、各学校給食センターで処理するとともに、委員会の運営方法を明確にするため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 委員会の所掌事務を、委員会が必要と認める事項から、市長が必要と認める事項に改める。（第2条関係）
- (2) 委員会の申出による委員の選任規定を削除し、委員の選任基準に市長が必要と認める者を加える。（第3条関係）
- (3) 委員長及び副委員長の選出方法を、充て職から委員による互選に改める。（第5条関係）
- (4) 委員会の庶務を処理する部署を、教育委員会学校教育部学事課から教育委員会学校教育部長が指定する学校給食センターに改める。（第7条関係）
- (5) その他文言等の所要の修正を行う。

3 施行期日

平成31年4月1日

※参考

附属機関の設置に関する条例（抜粋）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第2条 別表の左欄に掲げる機関は、市長及び教育委員会の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ右欄に定めるとおりとする。

第3条 前条に掲げる機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項については市長又は教育委員会が規則で定める。

別表（第2条関係）

附属機関	目的
東広島市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会	学校給食センターの調理業務等を委託するに当たり、委託事業者の選定に関する事項を審議すること。